災害時の歯科医療救護に関する協定書

青森県（以下「甲」という。）と一般社団法人青森県歯科医師会（以下「乙」という。）は、災害時における歯科医療救護について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「基本法」という。）、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下「救助法」という。）及び青森県地域防災計画に基づき、甲が行う歯科医療救護に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護班の派遣）

第２条　甲は、基本法、救助法及び青森県地域防災計画に基づき、次の場合必要に応じて乙に対し歯科医療救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

（１）災害が大規模かつ広域にわたる場合で、市町村における対応が困難であると判断される場合

（２）県外で災害が発生し、厚生労働省又は被災都道府県から派遣要請があった場合

（３）その他知事が必要と認めた場合

２　前項の要請は、原則として救助法が適用される災害について行うものとする。

３　乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、速やかに歯科医療救護班を編成し、派遣するものとする。

（歯科医療救護計画）

第３条　乙は、歯科医療救護活動の円滑な実施を図るため、歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

２　前項の歯科医療救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

（１）歯科医療救護班の編成

（２）歯科医療救護班の活動計画

（３）郡市歯科医師会と関係機関との通信連絡計画

（４）指揮系統

（５）医薬品、医療資機材等の供給

（６）訓練計画

（７）その他必要な事項

３　乙は、歯科医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の歯科医療救護計画を甲に提出するものとする。

（歯科医療救護班の業務）

第４条　歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

（１）傷病者に対する応急処置の実施及び必要な歯科医療の提供

（２）傷病者の医療機関への転送の要否及び順位の決定

（３）避難所における口腔ケア

（４）その他歯科医療救護班として必要な事項

（歯科医療救護班に対する指揮）

第５条　甲は、歯科医療救護活動の総合調整を図ることとし、乙が派遣する歯科医療救護班に対する指揮は、甲が指定する者が行うものとする。

（医薬品等の供給）

第６条　乙が派遣する歯科医療救護班が使用する医薬品等は、当該歯科医療救護班が携行することとし、甲は、医薬品等の供給について必要な協力を行うものとする。

（歯科医療救護班の輸送）

第７条　歯科医療救護班の輸送手段は、乙が確保することとし、甲は、歯科医療救護班の輸送について必要な協力を行うものとする。

（協力歯科医療機関の確保）

第８条　甲は、災害時における傷病者の治療に当たる歯科医療機関（以下「協力歯科医療機関」という。）の確保に努めるものとする。

２　乙は、甲が協力歯科医療機関を確保しようとするときは、これに協力するものとする。

（医療費）

第９条　救助法による救助の際、救護所における医療費は、無料とする。なお、協力歯科医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（費用弁償等）

第１０条　甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

（１）歯科医療救護班の派遣に要する経費

（２）歯科医療救護班が携行した医薬品を使用した場合の実費

（３）歯科医療救護班員が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

２　前項に定める費用の額については別に定める。

（市町村及び郡市歯科医師会との調整）

第１１条　甲は、市町村地域防災計画に基づき市町村が行う歯科医療救護活動が、本協定に準じ、郡市歯科医師会の協力を得て円滑に実施されるよう、乙及び市町村と必要な調整に努めるものとする。

２　乙は、前項に定める市町村が行う歯科医療救護活動が円滑に実施されるよう、郡市歯科医師会と必要な調整を図るものとする。

（歯科医療救護班の他県からの受入れ及び他県への派遣）

第１２条　甲は、他都道府県に歯科医療救護班の派遣を要請したときは、乙に対して速やかにその旨を伝え、歯科医療救護活動が円滑に実施されるよう、必要な調整に努めるものとする。

２　甲は、他都道府県からの支援要請により、乙に対して歯科医療救護班の派遣を要請することができる。

３　前項の規定により派遣された歯科医療救護班は、派遣先の都道府県知事の指揮の下に歯科医療救護活動を実施するものとする。

（細則）

第１３条　この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

（協議）

第１４条　この協定に定めがない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１５条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して１年間、この協定を延長するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和２年２月４日

甲　　青森市長島一丁目１番１号
青森県知事　　三　村　申　吾

乙　　青森市青柳一丁目３番１１号
一般社団法人　青森県歯科医師会
会　　長　　山　口　勝　弘